

防災行政無線を用いた訓練放送を行います

☎ 生活安全課 2282

日時 6月23日(木)10時15分ごろ

放送内容

(チャイム音)
+「こちらは、防災伊奈町です。」
+「只今から訓練放送を行います。」
+「(緊急地震速報チャイム音)+緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回
+「こちらは、防災伊奈町です。」
+「これで訓練放送を終わります。」
(チャイム音)



地震などの災害時や有事のときに備え、町の防災行政無線を用いた伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(J-ALERT※)から送られてくる国からの情報を確実に皆様へお伝えするために全国で行われます。

当日は、町の防災行政無線から訓練放送が流れます。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

※J-ALERTとは、地震・津波や有事の際に緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



振り込め詐欺に要注意!!



☎ 上尾警察署 773-0110

上尾警察署管内では平成27年度中に53件、総額約1億9,800万円の振り込め詐欺被害が発生しました。今年に入っても被害はあとを絶たず、すでに多くの被害が発生しています。

上尾警察署管内(平成28年1~4月) 振り込め詐欺 発生状況

12件
約1,495万円

※上尾警察署調べ 被害件数・金額は暫定数

振り込め詐欺被害を防止するために

被害者の多くは、電話で子・孫を名乗られると「声が似ている。本人だ。」と思い込んでしまったと話しています。振り込め詐欺被害に遭わないために、お金が欲しいと電話を受けたときは、「あわてない」、「お金はすぐに振り込まない、渡さない」、「本人に直接会う」、「元の番号にかけて事実を確認する」、「家族や警察に相談する」等被害に遭わないよう注意しましょう。

次のようなフレーズが会話の中であった場合は詐欺です。すぐに110番通報もしくは上尾警察署へ連絡してください。

子・孫を名乗った犯人の騙し文句

- ・携帯電話をなくした(壊れた。盗まれた。)
- ・カバンを電車に置き忘れた。中に小切手や会社の重要な書類が入っていて、今日の取引ができない。上司が半分面倒をみてくれるが、あと〇百万円ないとクビになる。

警察官・銀行職員等を名乗った犯人の騙し文句

- ・詐欺グループの犯人を捕まえた。口座から現金が引き出されているか確認しますので、暗証番号を教えてください。キャッシュカードを新しくします。職員が自宅まで取りに行きます。

役場職員や税務署等を名乗った犯人の騙し文句

- ・〇〇役場□□課の△△です。貴方の医療費の還付金が〇万円あります。キャッシュカードをもって、近くのATMまたはコンビニに行って手続きしてください。

女性の権利110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。

弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。

日時 6月24日(金)10時～16時
相談電話番号 862-8113

☎ 埼玉弁護士会 ☎ 710-5666

「意識をカイカク。 男女でサンカク。 社会をヘンカク。」

（平成28年度男女共同参画週間キャッチフレーズ）

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成に向け、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

この法律の目的と基本理念に関する理解を深めるため、毎年6月23日から1週間が「男女共同参画週間」として定められ、全国でさまざまな啓発活動が行われています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには国や県、町だけでなくみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

☎ 人権推進課 ☎ 2241

6月23日から29日は
「男女共同参画週間」です

障害者差別解消法が制定されました

☎ 福祉課障害者福祉係 ☎ 2121

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある方もない方も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指し制定されました。

「障害のある方」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほか心身の機能の障害がある方で、障害や社会的な障壁によって日常での生活や社会での生活が困難になっている方です。（障害者手帳を所持していない方も含まれます）

不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることをしてはいけません。

（例）

飲食店の利用の拒否、公共交通機関の乗車拒否、習いごとの入会や施設利用の拒否等

合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を提供することが求められます。

（例）筆談、文書の読みあげ、ゆっくりと丁寧な説明等

障害の特性に応じてコミュニケーション方法を工夫し、必要な情報を提供できるように配慮しましょう。

障害者差別解消法について詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付は7月1日(金)までです

☎ 福祉課総合福祉係 ☎ 2126

対象となる方は次のすべてに該当する方です。

- ・平成27年1月1日現在、伊奈町に住民票がある
- ・65歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）である
- ・平成27年度住民税が非課税である
- ・平成27年度住民税課税者に扶養されていない
- ・生活保護を受給していない

対象の可能性のある方には、4月に申請書を送付していますが、対象にも関わらず申請書が届いていない方は至急お問い合わせください。